

民間教育訓練機関のための

職業訓練サービス ガイドライン研修

令和3年度から求職者訓練の認定及び委託訓練(※)の受託には、
本研修の有効な受講証明書を有する方の在籍が必須となっています。

※委託訓練については、上記条件が異なる場合がございますので、各都道府県に詳細をご確認ください。

民間教育訓練機関が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン（平成23年厚生労働省策定）」に沿って、職業訓練サービスの質の確保・向上に取り組めるよう、同ガイドラインの体系的な理解、知識習得を目的に、訓練運営責任者や講師の方などを対象に実施する研修です。

受講申込
受付中
受講料
6,000円
(税込)

令和5年度は
e-ラーニング
で実施します!



お問い合わせ

職業訓練サービスガイドライン研修

検索

<http://www.langate.co.jp/sgl/>



職業訓練サービスガイドライン

適合事業所認定制度

ガイドライン適合事業所認定を取得して、訓練受講希望者にアピール!
認定マークで競業他社の一歩先へ!

本制度は、厚生労働省が策定した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に沿って、職業訓練サービスの質の向上に取り組む民間教育訓練機関の事業所を「適合事業所」として認定する国の制度です。この認定を取得すると、求職者支援訓練の認定や一部の委託訓練の受託に際し、評価の加点要素となるほか、「認定マーク」を事業所の広報等に使用できます。

※認定取得には、審査認定機関が定める所定の手数料が必要です。



お問い合わせ

職業訓練 ガイドライン認定

検索

<https://jobtraining-guideline-certify.mhlw.go.jp>



事業受託者 **ランゲート株式会社**

〒604-8141

京都市中京区泉正寺町 328 西川ビル 4F



よくあるご質問

ここではお問い合わせが多いご質問の一部を掲載しています。
詳しくは末尾に記載のそれぞれの Web サイトをご覧ください。



職業訓練サービスガイドライン研修

Q ガイドライン研修の受講対象者の範囲を教えてください。

A この研修は、公的職業訓練を実施している又は実施する予定である民間教育訓練機関に所属する方（施設責任者、訓練運営責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など）を対象としています。民間教育訓練機関における様々な役割の方にガイドラインの内容を理解していただくことで、より質の高い職業訓練サービスの提供が期待できますので、ぜひ受講をご検討ください。なお、民間教育訓練機関に所属していない一般の方も受講可能です。

Q 私の経営する職業訓練機関で、これから委託訓練を受託する予定です。
このガイドライン研修は必ず受講しなければならないものですか。

A 令和3年度から求職者支援訓練の認定又は委託訓練（※）の受託にあたっては、当該訓練を実施する機関に、ガイドライン研修の有効な受講証明書を有する方（役職は問いません）の在籍が必須となりましたので、受講修了者が在籍していない場合には、受講が必要となります。
※都道府県が行う委託訓練については、上記条件が異なる場合がございますので、各都道府県に詳細をご確認ください。

Q 受講証明書の有効期間について教えてください。

A ガイドライン研修の受講証明書には有効期間があります。令和2年度末までに受講した研修は受講日（証明書発行日）から5年間、令和3年度以降に受講する研修は受講修了日から3年間です。
例えば、受講証明書の発行日が平成30年3月25日の場合、令和5年3月24日までが受講証明書の有効期限となります。

Q 事業所（企業や団体）が一括して研修受講を申し込むことはできますか？

A この研修は、個人単位でのお申込みのみを受け付けています。事業所の事務担当者の方が代理で申し込む場合も、実際に受講する方の氏名等で申込が必要です。また、受講者の方の本人確認のため、運転免許証等の公的身分証明書の写しの提示が必要となります。

Q 研修申込後の受講期限はありますか？

A 原則としてID及びパスワード発行日（受講可能となった日）から1か月以内に受講を修了した場合のみ受講証明書（PDFデータ）をオンライン上で発行しますので、計画的に受講してください。なお、システムメンテナンス等で受講できない日時がある場合は Web サイトでお知らせしています。

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度

Q ガイドライン適合事業所認定の審査基準を教えてください。

A 本認定は、ガイドラインの指針に基づいて作成された「自己診断及び審査の基準（※）」に基づいて審査を実施します。審査認定機関が、認定取得を申請した事業所が提供する又は概ね1年以内に提供予定である公的職業訓練及び教育訓練給付制度の指定講座について、ガイドラインに適合していることを認定します。
（※審査の基準は本認定制度の公式 Web サイト（ダウンロードコーナー）に掲載しています。）

Q 申請から認定を取得するまでどのくらいの時間がかかりますか。

A 審査認定機関にご提出いただいた申請書類の補正・再提出・追加提出の有無にもよりますが、最短でも3か月～4か月程度の期間を要します。詳しくは、認定申請前に審査認定機関にお問い合わせください。なお、審査認定機関の情報は公式 Web サイト（審査認定機関について）に掲載しています。

事業受託者

ランゲート株式会社

〒604-8141 京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4階

職業訓練サービスガイドライン研修

WEB サイト <http://www.langate.co.jp/sgl>

サービスガイドライン研修

検索



職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度

WEB サイト <https://jobtraining-guideline-certify.mhlw.go.jp>

職業訓練 ガイドライン認定

検索



職業訓練 サービスガイドライン

研修・適合事業所認定制度のご案内



「民間教育訓練機関のための職業訓練サービスガイドライン」とは

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした民間教育訓練機関のためのガイドラインです。

このガイドラインは、民間教育訓練機関が提供する自発的な職業訓練サービスのほか、民間教育訓練機関が委託訓練、求職者支援制度における認定訓練及び教育訓練給付制度における指定講座により実施する職業訓練サービスの質の確保・向上を目的としています。

ガイドラインの構成

ガイドラインは第1章から第4章までの4章で構成されており、職業訓練サービスの質の向上を目指す具体的な取組みについては第3章に、民間教育訓練機関におけるマネジメントについては第4章に定められています。

また、参考資料として「職業訓練サービスの質の向上のための取組例」（様々な民間教育訓練機関において既に取り組みされている職業訓練サービスの質の向上に関する取組例等を記載したもの）と、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上のための自己診断表」（民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質の向上に向けた取り組み状況を事業所が自己診断するもの）があります。

研修・適合事業所認定制度について



職業訓練サービスガイドライン研修とは？

民間教育訓練機関が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン（平成23年厚生労働省策定）」に沿って、職業訓練サービスの質の確保・向上に取り組めるよう、同ガイドラインの体系的な理解、知識習得を目的に、訓練運営責任者や講師の方などを対象に実施する研修です。

求職者支援訓練の認定及び委託訓練の受託には、本研修の有効な受講証明書を有する方の在籍が必須となっています。
なお、都道府県が行う委託訓練については、上記条件が異なる場合がございますので、各都道府県に詳細をご確認ください。



研修について

対象者	民間教育訓練機関の施設責任者、訓練運営責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など
受講料	6,000円（税込）
申込方法	右記研修受講申込用 Web サイトからお申込みください。（ http://www.langate.co.jp/sagl/ ）
研修内容	e-ラーニング学習（6時間程度） 以下研修カリキュラムに沿った動画を視聴して学習する形式です。
研修カリキュラム	<ol style="list-style-type: none"> 職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状 ガイドラインを活用したPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）による職業訓練の運営について 職業訓練サービスの質の向上の取り組みについて 職業訓練サービスの質の向上に向けた具体的な改善取り組み事例
修了条件	テキスト等のダウンロード、動画視聴に加え、項目ごとの確認テスト（全問正答が必要）及び修了試験（8割以上の正答が必要）を実施すると修了となります。
開講期間	令和5年度は通年で開講しますが、受講申込期限は令和6年2月中旬（受講期限は3月中旬）を予定しております。なお、受講期間の詳細やシステムメンテナンス等で受講できない場合は、研修受講申込用 Web サイトでお知らせします。

申込～受講証発行までの流れ

1. Web 申込	研修受講申込用 Web サイトの「申込みフォーム」からお申込みください。（申込みはインターネットでのみ受け付けております。） 
2. 受講料支払	【お支払い方法】銀行振込 ※申込み後7日以内に送信される自動返信メールに記載の指定口座に、必ず申込者が特定できるようにしてお振込ください。 
3. e-ラーニング受講	事務局（当社）にて振込入金の確認後、電子メールにてお申込日より5営業日以内にe-ラーニング受講用のID/パスワードを発行します。研修動画の視聴、確認テスト、修了試験を実施してください。
4. 受講証明書発行	研修終了後、Web上で受講証明書を発行します。 ※受講証明書は原則として書面での発行は行いません。 

職業訓練サービスガイドライン 適合事業所認定とは？

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度は、厚生労働省が策定した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に沿って、職業訓練サービスの質の向上に取り組む民間教育訓練機関の事業所を「適合事業所」として認定する国の制度で、認定の有効期間は認定取得後約3年間です。

※本制度は左記のガイドライン研修とは異なる制度です。

ガイドライン適合事業所認定を取得して、訓練受講希望者にアピール！認定マークで競業他社の一步先へ！



認定を取得するメリット

- ✓ 認定取得を目指すことで職業訓練の質の向上につながる。
- ✓ 認定証が交付され、認定マーク（※）を受講生募集の広報等に使用できる。
- ✓ 「適合事業所」として厚生労働省 Web サイトや本制度の公式 Web サイトで紹介される。
- ✓ 求職者支援訓練の認定や一部の委託訓練の受託に際し、評価の加点要素となる。

※職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マーク（認定マーク）は、認定を受けた適合事業所のみが認定の有効期間中に使用できるものです。

申請～認定までの流れ

1. 申請	本認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、本制度の指定審査認定機関に所定の申請書類等を提出、審査に必要な手数料を支払います。（審査認定機関が定める所定の手数料の詳細については、公式 Web サイトをご覧ください。）
2. 審査	申請書類等をもとに、審査認定機関が書類審査を行います。書類審査の完了後は、事業所の現場確認、施設責任者や講師等からのヒアリングを行う現地審査を実施します。審査では、ガイドラインに示されている個々の指針を満たしているかを判断します。審査認定機関が、全ての審査項目で事業所の取組等がガイドラインに適合していると判断した場合には、「認定（適合している）」として審査結果を認定委員会に報告します。
3. 報告	審査認定機関から報告された審査結果（認定の可否）について、本制度の認定委員会（有識者で構成）が審査書類・審査の過程等を確認した上で、審査結果を認定します。
4. 認定	認定委員会で「認定（適合している）」の審査結果が認定された場合、審査認定機関から事業所へ認定証が交付されます。

⚠️ 主な申請要件について（本制度の運営要領（※）より抜粋）

- 申請事業所において、（職業訓練サービス）ガイドラインに基づき、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、自己診断表兼補正報告書（申請様式1-8）において、自己診断の結果が全て「◎」（できている）であること。ただし当該民間教育訓練機関において適用外である確認事項は除く。
- 申請事業所において「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の有効な受講証明書を有する者が在籍していること。
- 申請事業所において、以下ア又はイの教育訓練を、現在実施しているか、又は将来実施する計画があること。
ア 公的職業訓練（公共職業訓練のうち、求職者支援訓練及び委託訓練）
イ 教育訓練給付制度の指定講座

※申請要件や申請方法について詳細を記載した「申請の手引」を本制度の公式 Web サイトに掲載しています。

